

平成 27 年 11 月 20 日

各 位

東京都中野区中央5丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 奈良 学
(JASDAQ・コード：4327)
問合せ先：常務取締役 中村直浩
TEL：03-5385-8781(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月19日開催予定の第29期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成27年10月29日に公表しておりますが、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年12月19日開催予定の第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行することを主たる理由として、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(下線__は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> |
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> |
| <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> | <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> |
| <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> | <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 <u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |
| <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> | <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。</u> (新設) (新設)</p> | <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> | <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> |
| <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知) 第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議) 第26条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の決議) 第27条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役への委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会規程) 第29条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会規程) 第31条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(報酬等) 第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第31条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の選任)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の任期)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(常勤の監査役)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会の決議)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会の議事録)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第37条</u> 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会規程)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第6章 計算 <u>第40条～第43条 (条文省略)</u></p> | <p>第5章 計算 <u>第35条～第38条 (現行どおり)</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |